

西脇市子ども・子育て支援事業計画
[概要版]

西 脇 市

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

- ・国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援の仕組みを構築していくため、「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。
- ・新たな制度のもとでは、「全ての子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域の子ども・子育て支援等を総合的に推進していくことを目指しています。
- ・西脇市においても、子どもの人口が減少し続けるなか、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「西脇こども未来プランⅡ（西脇市次世代育成支援対策推進行動計画）」を踏まえながら、平成27年度から31年度までの5か年を計画期間とした「西脇市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

- ・本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すものです。
- ・最上位計画である「西脇市総合計画」や、その他関連計画（西脇市障害者基本計画・第4期障害福祉計画、第2次西脇市男女共同参画基本プラン、にしわき健康プラン[西脇市健康推進計画]、第2次西脇市地域福祉計画、西脇市教育振興基本計画（後期））が定める子どもの人権の尊重や子どもの最善の利益を考慮して、子どもとその家庭に関わる施策の総合的な展開を図ります。

3 計画の期間

- ・本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として策定します。

4 計画の策定体制

- ・計画策定にあたっては、「西脇市子ども・子育て会議」および「部会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。
- ・子育て家庭や保護者のニーズを把握するため、市内保護者向けのアンケート調査を実施しました。
- ・これまでの市の施策や今後の課題などに関する意見を把握するため、庁内ヒアリング調査を実施しました。
- ・計画策定に当たっては、ホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施します。

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

すべての子どもたちの笑顔があふれるまち 西脇
～育てる喜びを感じられるまちへ～

- ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識が示されています。地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、全ての家庭が安心して子育てができる体制づくりが重要です。

2 計画策定に向けた課題

- ・就学前児童・小学生の子どもを持つ保護者を対象に実施したニーズ調査の結果や前回の計画である「西脇こども未来プランⅡ（西脇市次世代育成支援対策推進行動計画）」の評価等から、西脇市の子育て支援に関する課題をまとめました。

(1) 幼保の連携による教育・保育の一体的な提供

- ・社会状況の変化や保護者等の就労状況、価値観の多様化などにより、保育ニーズも変化、多様化しています。ニーズ調査では、幼児期の教育に対する期待や、「全ての子どもが同じように、質の高い教育・保育が受けられる環境が望ましい」という声が多くあがりました。
- ・就学前児童が保護者の就労状況等にかかわらず平等な機会のもとで質の高い教育・保育を平等に受けることができるよう、各施設では、教育・保育を一体的に提供するための体制を整備していくことが重要です。

(2) 情報提供や相談体制の充実

- ・子育て支援制度や事業について、「利用方法がよく分からないので、利用するのに抵抗がある」等の意見がみられました。保護者が、適切な情報を素早く手に入れられるように、情報にアクセスしやすい環境を整えることが重要です。

(3) 仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

- ・仕事と子育ての両立のため、「預かり保育の時間延長」や「病児保育の充実」を求める声が多くあがりました。特に共働き家庭では、ワーク・ライフ・バランスを整えるための体制の強化や、各就学前施設のさらなる協力が求められます。

(4) 子どもたちの居場所づくり

- ・充実してほしい子育てサービスについて、「子どもの遊び場・公園の充実」という意見が多くあがりました。
- ・平成27年度には、茜が丘複合施設「Miraie（みらいえ）」内に、「子育て総合支援センター」（児童館/子育て学習センター）が新設されます。子どもたちが安心・安全に利用できるような環境を整えていくことが今後の重要な課題です。

3 計画の体系

基本目標 1 就学前教育・保育の充実

(1) 教育・保育提供区域の設定

(2) 教育・保育の一体的提供

(3) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

基本目標 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

基本目標 3 子どもと親の成長を応援する環境づくり

(1) 子どもにとって魅力ある空間づくり

①子どもの居場所づくり
②子どもたちがいきいきと活動できる場づくり
③自主性、社会性、生活技術を育む場づくり

(2) 子どもと親が育ちあう環境づくり

親子や親同士のふれあい、情報交換、相談ができる場所の提供

(3) 地域の人に関わる子育て支援体制の推進

①地域の人の子育てに関わる環境の整備
②子育て支援に活躍する人材の育成
③子育てに関わる関係機関との連携の充実

(4) わかりやすく安心できる相談支援体制の推進

①多種多様な子育て相談への対応
②経済的支援の充実

(5) 子育て情報の発信拠点の整備

子育て情報の提供システムの確立

基本目標 4 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

(1) 仕事と子育ての両立支援

- ①働き方の見直しや働きやすい職場環境づくりの促進
- ②男女がともに協力しあう家庭環境づくりの促進

(2) 雇用・就労機会の拡充

- ①雇用の拡大に向けた支援・啓発
- ②就業に向けた支援の充実

基本目標 5 子どもと親のこころとからだの健康づくりの推進

(1) 母子保健及び健康づくりの充実

- ①妊娠・出産への支援
- ②きめ細やかな発達支援と育児支援の充実
- ③母と子の健康に関する啓発・指導
- ④乳幼児の食育の推進

(2) 子どもの健やかな心身の育成

- ①基本的な生活習慣づくり
- ②心豊かな子どもを育む教育の推進
- ③子どもの健やかな成長を確保する施策の推進
- ④次代の親の育成

基本目標 6 子ども・子育て家庭の安心・安全の確保

(1) 子育てにやさしい生活環境の整備

- ①安心・安全な住環境の整備
- ②交通安全対策の推進
- ③防災・防犯対策の推進

(2) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の防止

(3) ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等に対する支援の充実

(4) 障害のある子どもを対象とした施策の推進

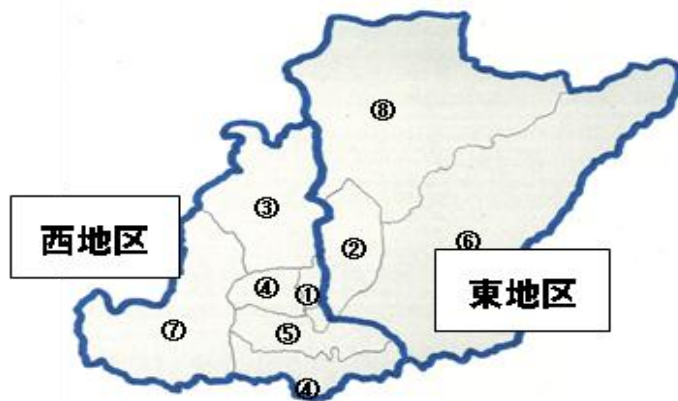
- ①教育・保育現場における障害児施策の推進
- ②障害のある子どもを対象とした各種支援の充実

施策の展開

基本目標1 就学前教育・保育の充実

(1) 教育・保育提供区域の設定

- 子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに※「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。
- 西脇市においては、教育・保育施設の通園実態や市民の生活圏域、地理的な条件等を踏まえて、教育・保育の提供区域を以下のように東・西地区（2地区）に設定します。



行政区	
西地区	東地区
西脇①	津万②
日野③	比延⑥
重春④	黒田庄⑧
野村⑤	
芳田⑦	

※「量の見込み」…平成27年度から31年度の、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を利用する子どもの人数の見込みのこと。本計画では、それぞれの事業について各年度でどれだけの利用見込みがあるのかを示す必要があります。次ページ以降の数値の算出にあたっては、平成25年度に市で実施したニーズ調査の結果や現在の各事業の実施・利用状況、平成21年から25年の人口推移をもとに「コーホート変化率法」で算出した推計人口を用いています。

(2) 教育・保育の一体的提供

① 認定こども園への移行

- 子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の就労の有無等にかかわらず0歳から5歳までの子どもたちが通うことのできる「認定こども園」の普及を図ることが求められています。認定こども園は、幼稚園機能と保育所機能のそれぞれの良さをあわせ持つ施設となるとともに、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられています。
- 市内の保育所は老朽化のため、今後改築が必要となる施設が多くあります。幼稚園についても耐震化が必要な施設や老朽化した施設が多くなっています。
- 西脇市の子ども人口は近年減少を続けており、今後も継続して減少していくことが予想されます。就学前の施設については、子どもの将来推計人口を鑑みながら適正な施設数・定員数を提供していくことが大切です。
- 社会的な状況を見ると、家族形態や働き方の多様化が進んでいます。就学前教育・保育に対するニーズも多様化すると考えられるため、安定的に事業を提供できる施策を構築していく

必要があります。

- 以上を踏まえ、西脇市においては、平成26年度の「西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針」にて、将来的に現在の幼稚園を閉園し、保育所の認定こども園化を推進することを示したところです。老朽化した保育所については施設整備の支援もあわせて行っていきます。
- 今後は、同方針に基づき、認定こども園への移行を進めます。

西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針（平成26年8月）

本市における就学前教育・保育は、以下の方針に基づいて推進する。

- (1) 法人・民営化による施設を中心に、認定こども園化を推進する。
- (2) 認定こども園化に向けて、施設建設等に伴う補助金制度を創設する。
- (3) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」に定める3～5歳児について教育を行う。
- (4) 認定こども園化された施設の職員の指導力の向上を図るための研修を保障する。

②教育・保育、地域の子育て支援の推進方策

- 認定こども園は、教育・保育・子育て支援を総合的に提供し、0歳から5歳までの子どもたちが適正規模の集団生活を通して人間関係や社会のルールを学び、豊かな心を育み、健やかに成長できる施設とします。
- 幼稚園・保育所それぞれが有するこれまでの教育・保育の経験を生かし、3歳から5歳までの子どもを対象に質の高い教育・保育が受けられる体制づくりを進めます。
- また、幼稚園・保育所の枠を超えた3歳から5歳までの就学前教育・保育のカリキュラム及びその実践により、子どもの義務教育への円滑な接続を目指します。
- 認定こども園設置完了までは、幼稚園・保育所が相互に補完し合い研修を進めていきます。
- 認定こども園は、子育て相談や親子の集いの場の提供などを通じて、全ての子育て家庭にとっての身近な子育て支援の拠点となることを目指します。また、認定こども園が中心となって地域のなかで子育ての輪を広げていくことで、子育てに関わる多くの人々のネットワークを築いていくことを目指します。

(3)教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

■ 各年度における、教育・保育の「量の見込み」及び「提供体制の確保内容」
 <<全市>> 単位(実利用人数)/年間

西脇市		平成27年度			平成28年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用 定員総数)	市内の子ども	191人	635人	398人	186人	620人	386人	
	他市町の子ども	0人	25人	22人	0人	27人	20人	
②確保の 内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	184人	621人	335人	179人	606人	365人
		他市町の施設	7人	14人	18人	7人	14人	18人
	他市町の子ども	0人	25人	22人	0人	27人	20人	
	地域型保育事業			0人			0人	
②-①		0人	0人	△45人	0人	0人	△3人	

西脇市		平成29年度			平成30年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用 定員総数)	市内の子ども	182人	605人	377人	181人	601人	369人	
	他市町の子ども	0人	25人	20人	0人	25人	20人	
②確保の 内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	175人	591人	359人	174人	587人	352人
		他市町の施設	7人	14人	18人	7人	14人	17人
	他市町の子ども	0人	25人	20人	0人	25人	20人	
	地域型保育事業			0人			0人	
②-①		0人	0人	0人	0人	0人	0人	

西脇市		平成31年度			
		1号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用 定員総数)	市内の子ども	176人	585人	359人	
	他市町の子ども	0人	23人	20人	
②確保の 内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	169人	571人	342人
		他市町の施設	7人	14人	17人
	他市町の子ども	0人	23人	20人	
	地域型保育事業			0人	
②-①		0人	0人	0人	

※量の見込みを確保でき、施設の定員に余剰がある場合も、「②-①」は「0」と表記しています。また、量の見込みが確保できない場合は、△で示しています。(次ページ以降も同様)

※平成27年度の3号認定子ども(△45人)について、平成26年12月1日の保育所等入所受付終了時点では、利用希望を確保できる見込みとなっています。

《東地区》

単位(実利用人数)／年間

西脇市<東地区>		平成27年度			平成28年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用 定員総数)	市内の子ども	56人	228人	141人	55人	226人	129人	
	他市町の子ども	0人	3人	3人	0人	4人	2人	
② 確保の 内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	55人	226人	95人	54人	224人	114人
		他市町の施設	1人	2人	4人	1人	2人	4人
	他市町の子ども	0人	3人	3人	0人	4人	2人	
	地域型保育事業			0人			0人	
②-①		0人	0人	△42人	0人	0人	△11人	

西脇市<東地区>		平成29年度			平成30年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用 定員総数)	市内の子ども	53人	218人	125人	53人	217人	121人	
	他市町の子ども	0人	3人	2人	0人	2人	2人	
② 確保の 内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	45人	201人	115人	45人	202人	115人
		他市町の施設	1人	2人	4人	1人	2人	4人
	他市町の子ども	0人	3人	2人	0人	2人	2人	
	地域型保育事業			0人			0人	
②-①		△7人	△15人	△6人	△7人	△13人	△2人	

西脇市<東地区>		平成31年度			
		1号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用 定員総数)	市内の子ども	49人	202人	116人	
	他市町の子ども	0人	1人	2人	
② 確保の 内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	45人	200人	112人
		他市町の施設	1人	2人	4人
	他市町の子ども	0人	1人	2人	
	地域型保育事業			0人	
②-①		△3人	0人	0人	

※平成29年度以降の1号認定子どもと、平成29・30年度の2・3号認定子どもについては、東地区に限ってみると、量の見込みを確保できていませんが、西地区の施設を利用することができるため、全市では「0」となります。

《西地区》

単位(実利用人数)／年間

西脇市<西地区>		平成27年度			平成28年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用 定員総数)	市内の子ども	135人	407人	257人	131人	394人	257人	
	他市町の子ども	0人	22人	19人	0人	23人	18人	
② 確保の 内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	129人	395人	240人	125人	382人	251人
		他市町の施設	6人	12人	14人	6人	12人	14人
	他市町の子ども	0人	22人	19人	0人	23人	18人	
	地域型保育事業			0人			0人	
②-①		0人	0人	△3人	0人	0人	8人	

西脇市<西地区>		平成29年度			平成30年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用 定員総数)	市内の子ども	129人	387人	252人	128人	384人	248人	
	他市町の子ども	0人	22人	18人	0人	23人	18人	
② 確保の 内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	130人	390人	244人	129人	385人	237人
		他市町の施設	6人	12人	14人	6人	12人	13人
	他市町の子ども	0人	22人	18人	0人	23人	18人	
	地域型保育事業			0人			0人	
②-①		7人	15人	6人	7人	13人	2人	

西脇市<西地区>		平成31年度			
		1号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用 定員総数)	市内の子ども	127人	383人	243人	
	他市町の子ども	0人	22人	18人	
② 確保の 内容	市内の子ども	認定こども園 幼稚園 保育所	124人	371人	230人
		他市町の施設	6人	12人	13人
	他市町の子ども	0人	22人	18人	
	地域型保育事業			0人	
②-①		3人	0人	0人	

※東地区で確保できていない量の見込みについては、西地区の量の見込みを上回る確保の内容が記載されている箇所の余剰分で確保します。

基本目標 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

・地域子ども・子育て支援事業の提供に当たっても、基本目標1で定めた提供区域とします。

分類	事業名	備考
地域子ども・子育て 支援事業	①放課後児童健全育成事業	事業の実施に当たっては、各事業の実施状況や利用状況等により、区域や市域全体で展開していきます。
	②延長保育事業	
	③一時預かり事業	
	④病児保育事業	
	⑤子育て短期支援事業	
	⑥地域子育て支援拠点事業	
	⑦利用者支援に関する事業	
	⑧乳児家庭全戸訪問事業	
	⑨養育支援訪問事業	
	⑩妊婦健診事業	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

① 放課後児童健全育成事業

<低学年>

単位: 実利用人数/年間

西脇市<全市>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	452人	455人	458人	437人	419人
② 確保の内容	452人	455人	458人	437人	419人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

西脇市<東地区>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	150人	144人	141人	135人	126人
② 確保の内容	114人	108人	107人	98人	90人
②-①	△36人	△36人	△34人	△37人	△36人

※東地区では、確保分を越える量の見込みがみられますが、東地区に住む津万地区の子どもは、西地区に所在する西脇小学校に通うため、西地区の確保分で補うことができます。

西脇市<西地区>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	302人	311人	317人	302人	293人
② 確保の内容	338人	347人	351人	339人	329人
②-①	36人	36人	34人	37人	36人

◎ 実施方針

・小学校低学年の放課後児童健全育成事業は、小学校に通う児童を対象に実施します。

<高学年>

単位:実利用人数/年間

西脇市<全市>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	149人	145人	156人	156人	150人
② 確保の内容	55人	47人	42人	156人	150人
②-①	△94人	△98人	△114人	0人	0人

西脇市<東地区>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	58人	57人	57人	58人	59人
② 確保の内容	18人	21人	18人	36人	40人
②-①	△40人	△36人	△39人	△22人	△19人

西脇市<西地区>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	91人	88人	99人	98人	91人
② 確保の内容	37人	26人	24人	120人	110人
②-①	△54人	△62人	△75人	22人	19人

◎ 実施方針

・小学校高学年については、利用ニーズに対する受入れ体制が整い次第、実施します。

・国「放課後子ども総合プラン」の推進に伴い、放課後子ども教室の実施内容の充実を目指すとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供についてさらに推進を図ります。平成26年度は、7小学校で実施しており、平成31年度までに全小学校(8小学校)での実施を目指します。

②延長保育事業

単位:実利用人数/年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	104人	104人	104人	104人	104人
② 確保の内容	104人	104人	104人	104人	104人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

◎ 実施方針

- ・保護者の就労状況等、各家庭の状況にあわせた支援ができるよう、平成26年度現在、認定こども園西脇保育所、どれみ保育園、日野保育園の3か所で、11時間以上開所の延長保育事業を実施しています。
- ・今後は、各施設のさらなる協力が求められます。

③一時預かり事業

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

単位:延べ利用人数/年間

西脇市		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	㊦1号認定子ども(一時預かり)	973人	973人	681人	675人	658人
	㊧2号認定子ども(預かり保育)	17,500人	17,000人	0人	0人	0人
② 確保の内容		18,473人	17,973人	681人	675人	658人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

◎ 実施方針

- ・平成27年度・平成28年度については、1号認定子ども・2号認定子どもともに幼稚園での一時預かりを実施します。2号認定子どもは保育の必要性があるため、年間250日、預かり保育を利用するものとして見込んでいます。
- ・平成29年度以降は、幼稚園における「預かり保育」「一時預かり事業」の廃止を予定しています。1号認定子どもは、認定こども園における一時預かりを利用することになり、2号認定子どもは、認定こども園の長時間部に通うこととなります。

■上記以外の児童を対象とした一時預かり

単位:延べ利用人数/年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	625人	631人	636人	642人	648人
② 確保の内容	625人	631人	636人	642人	648人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

◎ 実施方針

- ・平成26年度現在、認定こども園西脇保育所と日野保育園の2か所で実施しています。
- ・今後は、各施設のさらなる協力が求められます。

④病児保育事業

単位:延べ利用人数/年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	170人	204人	245人	294人	353人
② 確保の内容	170人	204人	245人	294人	353人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

◎ 実施方針

- ・平成26年度現在、認定こども園西脇保育所で実施しています。
- ・今後は、医療機関等他施設への委託、協力を要請するなどの方法を検討します。

⑤子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位:延べ利用人数/年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	23人	23人	23人	23人	23人
② 確保の内容	23人	23人	23人	23人	23人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

◎ 実施方針

- ・児童の養育が一時的に困難、又はDV等により緊急的、一時的に保護を必要とする場合等に、一定期間、養育又は保護します。
- ・明石市など、市外にある5か所の施設に委託しています。
- ・今後は、委託指定施設を増やすなど、受入体制を充実させます。

⑥地域子育て支援拠点事業

単位:延べ利用人数/年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	15,588人	15,144人	14,820人	14,508人	14,148人
② 確保の内容	15,588人	15,144人	14,820人	14,508人	14,148人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

◎ 実施方針

- ・3か所の子育て学習センターや平成27年度に開設する子育て総合支援センターを中心に、地域の子育てを支援します。

⑦利用者支援に関する事業

単位：(か所)

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

◎ 実施方針

- ・平成27年度に開設する子育て総合支援センター内で実施する事業です。
- ・子育てコンシェルジュを配置し、市内の施設・事業等の相談に応じ、必要な情報提供を行える体制をつくります。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

単位：実利用人数／年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	305人	297人	290人	284人	277人
② 確保の内容	305人	297人	290人	284人	277人

◎ 実施方針

- ・生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供につなげます。

⑨養育支援訪問事業

単位：実利用人数／年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	84人	84人	84人	84人	84人
② 確保の内容	84人	84人	84人	84人	84人

◎ 実施方針

- ・児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、家庭児童相談員や保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

⑩妊婦健診事業

単位：実利用人数／年間

西脇市	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	535人	521人	508人	498人	486人
② 確保の内容	535人	521人	508人	498人	486人

◎ 実施方針

- ・各医療機関で実施します。

基本目標3 子どもと親の成長を応援する環境づくり

(1) 子どもにとって魅力ある空間づくり

①子どもの居場所づくり

・子育て総合支援センター等で、子どもたちが楽しく安全に遊ぶことができる場づくりを目指します。

②子どもたちがいきいきと活動できる場づくり

・子どもたちが積極的に参加したくなるようなイベント運営等を充実します。

③自主性、社会性、生活技術を育む場づくり

・幅広い年齢の子どもたちが自主的に学び、活動する場を提供します。

(2) 子どもと親が育ちあう環境づくり

親子や親同士のふれあい、情報交換、相談ができる場所の提供

・子どもと親が外に出て互いに楽しくふれあうことができる機会を充実します。また、家庭における「子育て力」の向上を図るための講座等を実施します。

(3) 地域の人に関わる子育て支援体制の推進

①地域の人の子育てに関わる環境の整備

・地域の人々が子どもの育成や子育て家庭の支援に携わる機会の提供等を行います。

②子育て支援に活躍する人材の育成

・子育て支援サークルやボランティアなどの人材育成に努めます。

③子育てに関わる関係機関との連携の充実

・地域や学校との連携を強化します。

(4) わかりやすく安心できる相談支援体制の推進

①多種多様な子育て相談への対応

・子育て総合支援センターに、子ども・子育てに関する事業全般のナビゲーター役を担う「子育てコンシェルジュ」を設置し、子育て中の保護者を総合的に応援します。

②経済的支援の充実

・各種手当の支給や子ども医療費助成などを行い、子育て家庭への経済的な支援を図ります。

(5) 子育て情報の発信拠点の整備

子育て情報の提供システムの確立

・子育て情報誌の配布や子育て新聞の発行に加え、ポータルサイトや SNS など、インターネットを活用したよりきめ細かい情報発信の充実を図り、子育て家庭への安心へとつなげます。

基本目標4 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

(1)仕事と子育ての両立支援

①働き方の見直しや働きやすい職場環境づくりの促進

- ・保護者が仕事をしながら充実した子育て期間を送ることができるよう、仕事と子育ての両立に向けた支援を充実します。

②男女がともに協力しあう家庭環境づくりの促進

- ・一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、それぞれの働き方や家庭での生活について見直す機会を設けるため、情報提供やセミナー等の充実を図るとともに、家庭内においては、男女が互いを尊重し高めあいながら仕事・家事・育児に取り組めるよう、広報や各種講座での啓発を図ります。

(2)雇用・就労機会の拡充

①雇用の拡大に向けた支援・啓発

- ・就労意向のある保護者が子育てをしながら仕事をする機会を持つことができるよう、市内の雇用の拡大を図るため、事業所等への啓発を進めます。

②就業に向けた支援の充実

- ・就労意向のある保護者や、産休・育休明けの保護者が就職・再就職しやすい環境をつくるため、就労に向けた相談支援や情報提供を充実します。

基本目標5 子どもと親のこころとからだの健康づくりの推進

(1)母子保健及び健康づくりの充実

①妊娠・出産への支援

- ・安全で安心な出産をし、子育てに臨めるよう、妊娠期から切れ目なく支援します。

②きめ細やかな発達支援と育児支援の充実

- ・乳幼児健診等の機会を利用して、発育・発達に応じた情報提供や育児相談などを実施し、全ての子育て家庭が安心して子育てできるようにきめ細やかに支援します。

③母と子の健康に関する啓発・指導

- ・予防接種の啓発や有害物質についての指導など、親子がともに健やかに成長するための啓発を行います。また、子どもの病気やケガに対応できる小児救急医療体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、病気やケガに関する知識や緊急時に対応できる医療機関についての情報提供を進めます。

④乳幼児の食育の推進

- ・食に関する知識と食を選択する力を習得し、豊かな人間性を育むことができるように支援します。

(2)子どもの健やかな心身の育成

①基本的な生活習慣づくり

- ・子どもが心身ともに健やかに育つため、家庭や学校等において、基本的な生活習慣に関する指導や食育を充実します。

②心豊かな子どもを育む教育の推進

- ・子どもたちが学力を含めたさまざまな力を身につけることができるよう、学習機会の充実、指導方法の改善を図ります。

③子どもの健やかな成長を確保する施策の推進

- ・暴力などに関する過激な内容の図書等や飲酒・喫煙・薬物など、子どもに悪影響を与えるものから子どもを保護できるよう、関係機関との連携のもと、健全な社会環境の整備を進めます。

④次代の親の育成

- ・いずれ母親・父親となる子どもたちが結婚や子育てについて身近に感じることができるよう、体験学習等の機会を充実します。

基本目標6 子ども・子育て家庭の安心・安全の確保

(1)子育てにやさしい生活環境の整備

①安心・安全な住環境の整備

- ・子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる居住環境の整備を進めます。

②交通安全対策の推進

- ・子どもや子ども連れの保護者が安全に生活できるよう、歩道の整備やガードレール、防犯灯などの設置を進めます。交通事故等から子どもを守るため、関係機関への啓発や、子どもに対する交通安全指導を行います。

③防災・防犯対策の推進

- ・子どもを狙った犯罪から子どもを守るため、地域や学校、警察などの関係機関との連携のもと、防犯意識の啓発や子どもの見守り、防犯活動など安全対策の推進に努めます。

(2)児童虐待防止対策の推進

児童虐待の防止

- ・核家族の増加や地域のつながりの希薄化に伴い、児童虐待への対策はより重要なものとなっています。関係機関が連携し、未然防止と早期発見・早期対応に向けた体制づくりに取り組みます。

(3)ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等に対する支援の充実

- ・ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、相談・支援体制の充実や就業能力の向上、求職活動の促進を図ります。

(4)障害のある子どもを対象とした施策の推進

①教育・保育現場における障害児施策の推進

- ・認定こども園・幼稚園・保育所・小学校などにおいて障害のある子どもがのびのびと成長できるよう、一人ひとりの発達に応じた教育・保育を推進します。

②障害のある子どもを対象とした各種支援の充実

- ・障害のある子どもやその保護者が安心して暮らすことができるよう、さまざまな支援サービスを充実します。また、地域行事の内容をさらに充実させるなど、子どもの社会参加の機会を増やします。

推進体制

1 計画の推進体制

- ・本計画は、行政だけでなく、家庭・認定こども園・幼稚園・保育所・小学校、地域、その他各種団体等との連携・協働により取り組んでいきます。
- ・この計画に関わる施策は、国や県との連携を積極的に図りながら推進します。

2 計画の進行管理

- ・計画の推進に当たっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、西脇市子ども・子育て会議において、点検・検証し管理します。
- ・計画の進捗状況の確認をふまえてさらに計画が推進されるよう、【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のPDCAサイクルの構築に努めます。
- ・計画期間中に計画の見直し・変更をしようとする場合は、子ども・子育て会議を開催し、委員の意見を聴きながら行います。
- ・広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民に周知していきます。